

令和6年第9回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月10日(金) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	6番	鈴木 久夫	7番	助川 操
8番	福田 和一	9番	宮田 幸男	10番	石崎 甲一
11番	佐川 茂	12番	峯島 勝則	13番	内田 和幸
14番	海野 浩行	15番	綿引 桂太	16番	大森 龍一
17番	會澤 留美	18番	鈴木 洋	19番	根本 衛

- 5 欠席委員

5番 大曾根 栄

- 6 議事録署名人 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

議長 ただ今より、令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。過半数が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第2号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

14番 　7番ですが、どういうことですか。

事務局 　譲渡人が破産を申請し、裁判所から破産管財人が選任され、裁判所の命令にもとづき、譲受人が売買に応じるものです。補足ですが、図面に(山林)の部分ですが、地目が山林のため議案になっていませんが、一緒に取得するので、北側の道路に接するかたちで耕作することができます。

14番 　譲渡し人ですが、那珂市にけっこう土地を持っていたと思いますが、今後このような案件が出てくるのか。

事務局 　今のところ、そういった情報は入っていませんが、今後このような案件が出てくる可能性はあると思います。

議 長 　補足ですが、戸多地区や芳野地区の畑や休耕水田をかなり購入していましたが、最近は耕作していないので、どうしたのかと調べていたら、噂で、体調を壊したと聞いたので、今後このような案件が出てくると推測しています。

6番 　7番ですが、譲渡人は認定農家ですか。契約内容が売買ですが、こういう場合は金額が安くなるのですか。あと、なぜ競売にならないのか。

事務局 　任意売却のため競売になりませんでした。譲渡人は城里町のため認定農家か確認できていません。譲渡人の耕作状況の確認の必要はありませんので。

18番 　7番ですが、ひたちなか市と近接していますが、売買価格はいくらか。

事務局 　申立書では、14筆で〇〇万円です。

議 長 　他にご意見がないようですので、議案第1号の8件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号ですが、今回4条の申請はありませんでしたので、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

(異議なし)

議 長 ご意見がないようですので、議案第2号の2件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 今回農政課からの議案の提出はありませんでした。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、7件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、4件ありました。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 9時55分